

関市ＳＳ過疎地対策計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、関市（以下、「本市」という。）がＳＳ過疎地対策計画策定業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、本業務の受託候補者を選定するため、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

- (1) 業 務 名 関市ＳＳ過疎地対策計画策定業務
- (2) 業 務 内 容 別紙「関市ＳＳ過疎地対策計画策定業務仕様書」参照
- (3) 委 託 期 間 契約締結の日から令和７年１２月２６日（金）まで
- (4) 契 約 方 法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- (5) 予算上限額 ９，９００，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 本プロポーザルの公告日において、関市競争入札等参加者名簿に登録されていること。ただし、未登録の場合は、参加申込みの日までに関市競争入札等参加資格申請をすること。
- (2) 本プロポーザルの公告日から契約締結の日までの間に、関市競争入札参加者資格停止措置要領（平成７年関市告示第７７号）の規定による入札参加者資格停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号及び第２項各号の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 関市暴力団排除条例（平成２４年関市条例第２９号）第６条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 過去５年間（令和２年４月１日から令和７年３月３１日まで）において官公庁（関連団体を含む。）が発注するＳＳ過疎地対策計画策定業務について受託した実績があること。

4. スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは次のとおりとする。ただし、本市の都合により変更する場合がある。

実施予定時期	実施内容
令和7年4月25日（金）	公告日
令和7年4月25日（金）～ 令和7年5月15日（木）午後5時	質問受付期間
令和7年5月19日（月）	質問回答期限
令和7年5月22日（木）午後5時	参加申込書提出期限
令和7年5月26日（月）	参加資格審査結果の通知
令和7年6月6日（金）午後5時	企画提案書等提出期限
令和7年6月下旬 ※予定	審査（プレゼンテーション審査）
令和7年6月下旬 ※予定	審査結果の通知
令和7年7月上旬 ※予定	契約手続き（協議等）、契約締結

5. 質疑応答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問書（任意様式）を次のとおり提出すること。

（1） 質問受付期間

令和7年4月25日（金）から令和7年5月15日（木）まで
（同日午後5時00分までに必着）

（2） 質問方法

「14. 問い合わせ先」の事務局（以下「事務局」という。）に電子メールで提出すること。電子メールの件名は、「関市SS過疎地対策計画策定業務委託公募型プロポーザルに関する質問（事業者名）」と記載すること。

（3） 回答方法

質問に対する回答は、令和7年5月19日（月）までに、質問者を非公開の上、関市ホームページにおいて公開する。

（4） 注意事項

上記「（1）質問受付期間」を経過して提出された質問及び、上記「（2）質問方法」以外の方法で提出された質問に対しては、回答しない。

6. 参加申込み及び参加資格審査

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり提出すること。

（1） 提出書類

ア 参加申込書（様式1） 1部

イ 会社概要及び過去5年間の類似事業の主な受注等の実績（任意様式） 1部

(2) 参加申込書等受付期間

令和7年4月25日（金）から令和7年5月22日（木）まで
（同日午後5時00分までに必着）

(3) 提出方法

事務局に持参又は郵送により提出すること。

(4) 参加資格審査

提出された書類を基に参加資格について審査し、その結果を申込者に対して参加資格審査結果通知書（様式2又は様式3）により通知する。

7. 書類の提出

参加者は、「関市SS過疎地対策計画策定業務仕様書」を参照し、以下のとおり書類を作成して提出すること。

(1) 提出書類

提出書類はすべてA4版片面印刷（A3版による折込可）に統一すること。提出書類の文字の大きさは、9ポイント以上とする。

使用言語は日本語、通貨は日本国の法定通貨、単位は計量法で定めるものとする。

ア 「企画提案書提出届」（様式4）

イ 「企画提案書」 ※ 様式は任意とし、A4若しくはA3版最大10枚程度とする。

企画提案書には、下記内容を含めること。

（ア） 業務実施に対する基本方針 ※ 基本方針は、実施要領・仕様書に定める内容を最も効果的に実現するための方向性を具体的に記載すること。

（イ） 独自性、本業務での留意点、類似実績等

ウ 「業務工程表」 ※ 様式は任意とし、A4若しくはA3版1枚とする。

エ 「見積書」 ※ 様式は任意とし、A4版とする
※ 見積書は、数量、単価等を記載した見積内訳書も提出すること。

※ 消費税及び地方消費税（税率は10%）を含んだ額とすること。

(2) 受付期間

令和7年5月27日（火）から令和7年6月6日（金）まで
（同日午後5時00分までに必着）

(3) 提出部数

6部(原本1部、複写5部、各部左上ダブルクリップどめとする。)

(4) 提出方法

事務局に持参又は郵送により提出すること。

8. プレゼンテーション

(1) 実施日

令和7年6月下旬(予定)

(日時及び場所については、参加者に別途連絡する。)

(2) 実施方法

ア 持ち時間は、説明15分以内、質疑応答10分とする。

イ 出席者は、2名以内とする。

ウ プレゼンテーションの実施順序は、参加申込書の提出の順番とする。

エ プレゼンテーションの実施にあたり、備品等を使用する場合は、事前に事務局に報告することとし、備品等は全て参加者が用意すること。(モニターは本市で用意するが、パソコン等は持参すること。)

オ プレゼンテーションに欠席し、又は遅刻した場合は、審査の対象としない。

9. 審査方法

本プロポーザルの受託候補者の選定にあたっては、本市が別に定める関市SS過疎地対策計画策定業務委託プロポーザル審査要領に基づき審査するものとする。

10. 審査結果

(1) 審査結果は、企画提案者に対しプロポーザル審査結果通知書(様式5)により通知する。

(2) 審査結果は、関市ホームページにおいて公表する。

(3) 審査結果について不服申立て等は認めない。

11. 契約締結

(1) 契約の締結にあたっては、審査された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、受託候補者として選定された者と市が協議及び調整を行い、契約締結に向けて交渉するものとする。

(2) 交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合、次の順位の企画提案者と同様の交渉を行うこととし、以下同様とする。

(3) 受託候補者として選定された者が、「12. 失格事項」に該当することが判明した場合、選定を取り消すこととする。その場合、次の順位の企画提案者と交渉

を行うこととし、以下同様とする。その場合において、業務受託準備のために受託候補者が支出した経費について、本市は補償しない。

1 2. 失格事項

受託候補者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、失格とする。

- (1) 「3. 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 受付期間内に所定の書類等を提出しなかった場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が「2. 業務概要」の「(5) 予算上限額」を超えている場合
- (5) 審査の公平性を害する行為又は不正若しくは不誠実な行為があったと認められる場合
- (6) 契約を履行することが困難と認められる状況に至った場合

1 3. その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 各種書類の提出後は、提出書類に記載された内容について、本市の同意なく変更することは認めないものとする。
- (3) 提出書類は、返却しないものとする。
- (4) 提出書類は、本プロポーザルの目的以外に使用しないが、必要な範囲において複製する場合がある。
- (5) 提出書類は、関市公文書公開条例（平成9年関市条例第44号）に基づく公開請求により、公開する場合がある。

1 4. 問い合わせ先

事務局 岐阜県関市若草通3丁目1番地
関市役所 産業経済部 商工課
担 当 田口、石井
電話番号 (0575) 23-6753
FAX (0575) 23-7741
メールアドレス shoko@city.seki.lg.jp